

## 静岡県告示第432号

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第3項の規定に基づき、原野谷川非出資漁業協同組合（内共第19号）第五種共同漁業権遊漁規則の変更を認可したので、同条第7項の規定に基づき次のとおり変更内容を告示する。

令和6年6月7日

静岡県知事 鈴木康友

- 1 漁業権者の名称及び所在地  
原野谷川非出資漁業協同組合 掛川市上垂木2907番地の1
- 2 漁業権の免許番号  
内共第19号
- 3 変更の内容  
別表のとおり
- 4 遊漁規則施行の日  
令和6年6月7日

別表

改正前					改正後				
<p>(遊漁の方法、規模等の制限)</p> <p>第3条 次の表のア欄に掲げる遊漁は、それぞれイ欄の遊漁の方法により、ウ欄の規模の範囲内において、エ欄の区域内及びオ欄の期間中であらばこれを行ってはならない。</p>					<p>(遊漁の方法、規模等の制限)</p> <p>第3条 次の表のア欄に掲げる遊漁は、それぞれイ欄の遊漁の方法により、ウ欄の規模の範囲内において、エ欄の区域内及びオ欄の期間中であらばこれを行ってはならない。</p>				
ア 漁業の名称	イ 漁業の方法	ウ 総数又は規模	エ 区域	オ 期間	ア 漁業の名称	イ 漁業の方法	ウ 総数又は規模	エ 区域	オ 期間
あまご漁業	フライ釣 和式毛針釣 (テンカラ) ルアー釣	フライ釣、 和式毛針釣 及びルアー 釣とも、シ ングルフッ クで2本ま で。いずれ の方法も針 は「かえ し」ないも のか「かえ し」をつぶ したものど する。	組合が指定 する繁殖保 護淵を除く 全区域	3月1日 ～ 10月31日	あまご漁業	フライ釣 和式毛針釣 (テンカラ) ルアー釣 <u>餌釣</u>	フライ釣、 和式毛針釣 及びルアー 釣は、シン グルフック で2本ま で。いずれ の方法も針 は「かえ し」ないも のか「かえ し」をつぶ したものど する。 <u>餌釣は、シ ングルフッ クで1本ま でとする。</u>	組合が指定 する繁殖保 護淵を除く 全区域。 <u>ただし、餌 釣は原野谷 川ダムより 下流の区域 に限る。</u>	3月1日 ～ 10月31日
にじます漁業	フライ釣 和式毛針釣 (テンカラ) ルアー釣	フライ釣、 和式毛針釣 及びルアー 釣とも、シ ングルフッ クで2本ま で。いずれ の方法も針 は「かえ し」ないも のか「かえ し」をつぶ したものど する。	組合が指定 する繁殖保 護淵を除く 全区域	<u>1月1日</u> ～ <u>12月31日</u>	にじます漁業	フライ釣 和式毛針釣 (テンカラ) ルアー釣 <u>餌釣</u>	フライ釣、 和式毛針釣 及びルアー 釣は、シン グルフック で2本ま で。いずれ の方法も針 は「かえ し」ないも のか「かえ し」をつぶ したものど する。 <u>餌釣は、シ ングルフッ クで1本ま でとする。</u>	組合が指定 する繁殖保 護淵を除く 全区域。 <u>ただし、餌 釣は原野谷 川ダムより 下流の区域 に限る。</u>	<u>3月1日</u> ～ <u>10月31日</u>

<p>2 第1条に定める漁場の区域において、前項表中ア欄の遊漁を行おうとするものは、採捕した魚を収納する容器(ビク等。活かし缶等を含む)を携行してはならない。また当該区域内において前項の漁業で採捕した魚は、その場で速やかに再放流(キャッチアンドリリース)しなければならない。</p> <p>(略)</p> <p>第6条 第2条の規定による遊漁料は、次の表のとおりとする。ただし、遊漁をする場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料は、1日限りのものとし、次の表の遊漁料に1,000円を付加して得た額とする。</p> <p>(略)</p>	<p>2 第1条に定める漁場のうち<u>原野谷川ダムより上流</u>の区域において、前項表中ア欄の遊漁を行おうとするものは、採捕した魚を収納する容器(ビク等。活かし缶等を含む)を携行してはならない。また当該区域内において前項の漁業で採捕した魚は、その場で速やかに再放流(キャッチアンドリリース)しなければならない。</p> <p>(略)</p> <p>第6条 第2条の規定による遊漁料は、次の表のとおりとする。ただし、遊漁をする場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料は、1日限りのものとし、次の表の遊漁料に1,000円を付加して得た額とする。</p> <p><u>なお、表中の1年とは、3月1日から10月31日までをいう。</u></p> <p>(略)</p>
---	---

附 則

この規則は、令和6年6月7日から施行する。